

## 第2版にあたって

本書が出版されてから早や3年半余りが過ぎた。この間にも、2008年生物多様性基本法の制定、2009年土壤汚染対策法の一部改正などがなされ、また、地球の温暖化防止をめぐるには、気候変動枠組み条約の京都議定書で定められた第一約束期間（2008年から2012年まで）内において、先進締約国に課された1990年の基準年と比べた削減目標値がはたして達成できるのかという当面の焦眉の問題が提起されている上に、2013年以降の温室効果ガスの格段の削減をどう進めていくのかについて、昨年12月にコペンハーゲンで開かれた締約国会議（COP15）で2050年までの世界全体の長期目標「気温上昇は2度以内に抑える」などの取り決めがなされた。

さらに、環境保護訴訟の面では、国立景観事件において景観利益の私法上の保護性を認める判旨打ち出した最高裁判決、諫早湾干拓事業潮受け堤防の排水門の開門を命じた佐賀地裁判決、福山市麩の浦埋立免許差止訴訟で景観侵害の重大性を理由に差止めを認めた広島地裁判決、沖縄泡瀬干潟訴訟で公金支出の差止めを命じた福岡高裁那覇支部判決など、先進的な判決が累積してきている。

以上の新しい動きを本書の第2版ではもろさず取り入れる必要が生まれている。

本書が、初版以来、各方面で大学の教養的科目、専門科目、ロースクールの環境法科目などの教科書として広く採用されてきたことにたいしては感謝の気持ちで一杯である。しかし、使用にあたっては率直に言って、なお不十分な点や不足があると感じられる所がまま見られるほか、少し冗長でかつ具体性を欠いているところや抽象的な説明でわかりにくい点などがあることも否めなかった。この改訂版では、上記の新しい動きを取り入れるとともに、これらの不足している箇所を補い、かつ、よりわかりやすくするよう見直しをすることにねらいを置いた。

今回の第2版の刊行にあたっては、その後に刊行された他の環境法の優れた教科書、類書を参照にするなどして、より親しみの持てる使いやすい教科書に仕上げ、一定の評価が得られるようなものにしたいというのが、本書の執筆者一同の願いである。はたしてその意図が尽くされているかどうかは読者の批判に委ね、ご海容をいただくほかない。

初版同様に、本書刊行にあたり法律文化社編集部の小西英央氏に多大のご援助を賜った。同氏には心から感謝の意を表する。

2010年3月

編 者